

(6) 電気工作物の財産分界点

需要場所におけるさいたま市の施設した縮小形受電設備の受電用ブッシング端子と東京電力パワーグリッド株式会社の架空引込線との接続点

(7) 保安上の財産分界点

電気工作物の財産分界点と同じ

3. その他

(1) 力率は、自動力率調整装置を設置し、契約期間中100パーセントを保持する予定。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 蓄熱式負荷設備及び融雪設備は有していない。

(4) 常用自家発電設備（8,750キロボルトアンペア）を1台有している。

(5) 非常用自家発電設備（1,000キロボルトアンペア）を1台有している。

(6) 太陽光発電設備は有していない。

(7) 受変電設備の改修等契約に影響を与えるような工事等は予定していない。

(8) 30分ごとの使用電力量のデータの提供を行うこと。

(9) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、さいたま市電気需給契約基準約款及び関東管内の一般送配電事業者が定める供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費等調整単価（燃料価格調整項、市場価格調整項）、及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(10) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(11) 料金の支払方法は、口座振替（いわゆる自動引落とし）とし、落札後、口座振替に必要な手続きを発注者に説明を行うこと。万が一、手続完了に時間を要し納付書による方法が発生した場合には、納付書発行に係る手数料は無料とすること。詳細については、発注者と受注者の協議により定める。

また、供給する電力量に占める再生エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面（様式自由）で提出することとする。

(12) 供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は100%とすること。なお、再生可能エネルギーであることを証明する証書等は、以下のとおりとする。

- ・自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギーとセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書（再エネ指定）

- ・ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であってF I T非化石証書及びトラッキング付非F I T非化石証書（再エネ指定）、グリーンエネルギー証書（電力）、再生可能エネルギー電気由来のJ-クレジット

(別紙)

さいたま市クリーンセンター大崎で使用する電気
月別予定使用電力量
(令和8年6月 ～ 令和9年5月)

区分 年月	総使用電力量 (キロワット時)	夏季 (キロワット時)	その他季 (キロワット時)
令和8年6月	0		0
令和8年7月	0	0	
令和8年8月	0	0	
令和8年9月	0	0	
令和8年10月	0		0
令和8年11月	0		0
令和8年12月	0		0
令和9年1月	998,000		998,000
令和9年2月	738,000		738,000
令和9年3月	0		0
令和9年4月	0		0
令和9年5月	0		0
合計	1,736,000	0	1,736,000

(注)

- ・夏季 7月1日から9月30日までの期間。
- ・その他季 7月1日から9月30日までの期間以外の期間。